

第1回

朝霞市地域福祉計画推進委員会議事録

令和元年7月5日

福祉部 福祉相談課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 朝霞市地域福祉計画推進委員会	
開 催 日 時	令和元年7月5日（金） 午前 9時30分から 午前11時45分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館5階 大会議室（奥）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

第1回

朝霞市地域福祉計画推進委員会

令和元年7月5日(金)
午前 9時30分から
午前 11時45分まで
朝霞市役所別館5階 大会議室(奥)

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 題

(1) 第4期朝霞市地域福祉計画策定に向けて

(2) 第4期朝霞市地域福祉計画及び第4期朝霞市地域福祉活動計画策定方針(案)に
ついて

(3) その他

出席委員(15人)

委 員 長	山 本 美 香
委 員	丸 山 晃
委 員	本 橋 輝 男
委 員	渡 邊 俊 夫
委 員	坂 本 惇
委 員	池 田 玉 季
委 員	新 坂 康 夫
委 員	尾 池 富美子
委 員	浅 川 俊 夫
委 員	横 田 暁 子
委 員	細 沼 栄
委 員	須 田 忠 夫
委 員	坂 本 政 英
委 員	渡 邊 孝 一
委 員	湯 越 伸 枝

欠席委員（3人）

副 委 員 長	橋 本 芳 博
委 員	濱 野 公 成
委 員	栗 原 美 紀

市事務局（6人）

事 務 局 福 祉 部 長	三 田 光 明
事 務 局 福 祉 部 参 事 兼 福 祉 相 談 課 長	佐 藤 元 樹
事 務 局 福 祉 相 談 課 長 補 佐	西 田 恵
事 務 局 福 祉 相 談 課 地 域 福 祉 係 長	佐 藤 卓
事 務 局 福 祉 相 談 課 地 域 福 祉 係 主 任	秋 元 一 敏
事 務 局 福 祉 相 談 課 地 域 福 祉 係 主 事	下 川 晃 秀

社会福祉協議会事務局（3人）

事務局次長兼地域福祉推進課長	秋 元 一 美
地域福祉推進課長補佐	川 合 義 和
地域福祉推進課地域福祉推進係主任	川 村 信 吾

コンサルタント会社（3人）

有限責任監査法人トーマツ	竹 内 友 之
有限責任監査法人トーマツ	折 本 敦 子
有限責任監査法人トーマツ	平 岡 晃

資料一覧

- ・朝霞市地域福祉計画推進委員会 次第
- ・地域福祉計画推進委員会委員名簿
- ・資料1 朝霞市地域福祉計画推進委員会条例
- ・資料2 朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱
- ・資料3 朝霞市地域福祉を推進する庁内検討委員会設置要綱
- ・資料4 第4期朝霞市地域福祉計画策定に向けて
- ・資料5 第4期朝霞市地域福祉計画及び第4期朝霞市地域福祉活動計画策定方針（案）

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・佐藤係長

それでは、ただいまから朝霞市地域福祉計画推進委員会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、福祉相談課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認でございますが、本日の「次第」と「推進委員会委員名簿」、資料1「朝霞市地域福祉計画推進委員会条例」、資料2の「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱」、資料3の「朝霞市地域福祉を推進する庁内検討委員会設置要綱」、資料4の「第4期朝霞市地域福祉計画策定に向けて」、最後に資料5の「第4期朝霞市地域福祉計画及び第4期朝霞市地域福祉活動計画策定方針（案）」でございます。

次第と、名簿と、資料1から5になります。おそろいでしょうか。

それでは、まず初めに、本委員会の委員長でいらっしゃいます、山本委員長からごあいさつをお願いいたします。

◎2 委員長あいさつ

○山本委員長

皆様、お久しぶりです。おはようございます。

今期からですね、第4期の地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一緒に作るということになりました。御承知だと思いますけれども、今回この地域福祉というのは、他の計画の上に立つということで、かなりの幅広い分野、領域を網羅して計画を作ることになっておりますので、また皆様から本当に多様な視点で御指摘をいただき、御意見を頂くということになると思いますので、お願いいたします。

また、後で御紹介があると思いますけれど、先ほど申し上げましたように社会福祉協議会の地域福祉活動計画も含めますので、事務局体制も社会福祉協議会の方にも入っていただきまして、より一層充実をしてみたいと思いますので。それから、委員の皆様も新しい方もこれまでから増えまして、ますます充実させていただいておりますので、頑張っって新しい計画を作っていきたいと思います。

一番大事なのは、朝霞市らしい、朝霞市の地域福祉計画、地域福祉活動計画だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局・佐藤係長

ありがとうございました。

続きまして、議事に入ります前に、本委員会の経緯並びに今後の進め方につきまして、御説明をさせていただきます。

本委員会は、平成28年7月に山本委員長をはじめ14人の方に委員を委嘱させていただき、第3期地域福祉計画の施策の一つであります、「地域での見守りの充実」の防災の視点から避難行動要支援者名簿の活用について、3年に渡り検討してまいりました。

今年度からは、令和3年度からを計画期間とする第4期朝霞市地域福祉計画の策定に向けまして、新たに体制を整え、検討を進めてまいります。

資料1を御覧ください。

先の3月議会で本委員会の条例を改正しまして、所掌事務に計画の策定と評価を加え、委員の人数をこれまでの15人から18人に増やし、委員の任期を2年といたしました。

そのため、今回より新たに委員になられた方、また、団体の代表として交代された委員の方がいらっしゃいます。

なお、今回の会議より朝霞市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画につきまして、市の地域福祉計画と一体的に策定していくこととしておりますので、皆さんには、朝霞市地域福祉活動計画の推進委員にもなっていただき、社会福祉協議会の職員の方々には、事務局に入ってくださいますことを御了承いただきたいと思います。

続きまして、今回の会議、こちらが第1回目ということでございますので、初めての方もいらっしゃるということで、改めてお一人ずつ自己紹介をしていただきたいと思います。お配りしている委員の名簿順に自己紹介の方をよろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日は、橋本副委員長、この名簿で申し上げますと3番ですね。橋本委員。14番、濱野委員、17番栗原委員につきましては、事前に欠席の連絡を受けてございます。

それでは、名簿順にすみません。山本委員長、自己紹介の方お願ひいたします。

○山本委員長

改めまして。

東洋大学に勤めております、山本美香と申します。よろしくお願ひいたします。

地域福祉というものを専攻しております。よろしくお願ひいたします。

○丸山委員

名簿で2番目になります、丸山晃と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私も東洋大学ですが、白山の方にあります研究センターの客員研究員をしております。主に、障害分野とソーシャルワークを専攻しております、地域福祉計画では、港区とか国立、幾つか関わ

らせていただきました。前期に引き続き、皆様と活発に議論しながら、いい朝霞市の計画を作ればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○本橋委員

皆さん、おはようございます。

4番目の朝霞市自治会連合会の方から。今回初めてこの会議に参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡邊委員

皆さん、おはようございます。

子ども会連合会代表をさせていただいております、渡邊と申します。活動自体は今年で48年目。子供関係ということでよろしくお願いいたします。

○坂本（慄）委員

皆さん、おはようございます。

6番目のコーヒータイムの坂本です。1985年からコーヒータイムをやっているんですけど、ちょこちょこやっています。地域の中で障害を持っている人のということでやっていますので、よろしくお願いいたします。

それと、僕の隣にヘルパーのサイトウと言います。よろしくお願いいたします。

○池田委員

おはようございます。

7番目の社会福祉法人常磐会の大山保育園の池田と申します。施設自体は、今年度で24年目を迎える施設でございますけれども、地域との関わりというのは、まだまだ私は浅いものですから、皆さんから勉強させていただきながら、私なりにできるような方法を考えて実行していきたいなと思っておりますので、皆さんの知恵を拝借したいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○新坂委員

皆さん、おはようございます。

8番目の地域包括支援センター、つつじの郷の新坂と申します。朝霞市の居宅事業につきまして、五つの圏域がありますが、つつじの郷は第二圏域を担当させていただいています。

最近、地域のつながりを考えるということで、包括支援センターも、そういうことを求められていまして、私の方も生活支援コーディネーターという役割をさせていただいておりますので、まだまだ朝霞市は分からないことが多いんですけども、皆さんに教えていただきながら作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○尾池委員

名簿の9番になります。NPO法人の認定と埼玉県指定を遂げている、数少ない真面目なNPO法人の一つで、多分、会場で最高齢かもしれません。80を出てますので、活動も三十数年になりますけれども、プロセスでいろいろなことを体験しながら、障害者、高齢者、国際協力、海を渡って活動をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○浅川委員

皆さん、おはようございます。

10番目の溝沼第二町内会ですけれども、その会長を昨年までしていたんですけれども、今年度、引退をさせていただきまして、今、相談役という立場でやっています。それから、社会福祉協議会の副会長も昨年までやっていたんですけれども、引退をさせていただきました。今日はOBということで、浅川俊夫と申します。よろしくお願いいたします。

○横田委員

11番、「サロン・おたっしゃくらぶ」で普段活動しています、横田暁子と申します。よろしくお願いいたします。「サロン・おたっしゃクラブ」は、毎回、参加者が増えまして、今までは宮戸近辺ということだったんですけれども、最近は結構、朝志ヶ丘ですとか、溝沼の方もちょっとお見えになったりとか、なかなか広範囲になってきたなというので、皆さん気を付けて来てくれればいいなと思っているんですけれども、昨日も大雨の中、結構皆さん来てくださって、とても昨日心配だったんですけれども、徐々に広がっていけばいいなと考えています。ちょうど活動をして7年目になりますけれども、引き続きやっていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○細沼委員

12番目になりますけれども、朝霞地区シルバー人材センター事務局長の細沼と申します。よろしくお願いいたします。朝霞地区シルバー人材センターという名称ですので、朝霞、志木、和光、3市をカバーしております。事務所の方は、朝霞市の武道館の敷地の中にありますので、何かありましたら、よろしくお願いいたします。おかげさまで、高齢者が増えているということもあるのかもしれませんが、会員の方も2,000人を超える会員が登録していただいて、日々活躍しておりますので、福祉計画にもお役に立てればと考えておりますので、一つよろしくお願いいたします。

○須田委員

皆さん、おはようございます。

朝霞地区保護司会朝霞支部から参りました、須田忠夫でございます。保護司なんですけど、罪を犯して施設に入った方、まあ、仮釈放で出てまいります。それで満期までの間、保護観察ということで見ております。なるべくまっとうな人間になるように、いろいろアドバイスをしたり、そんなこ

とをやっております。どうぞよろしく願いいたします。

○坂本（政）委員

皆さん、おはようございます。

15番の朝霞地区福祉会、みつばすみれ学園と書いてございますが、坂本政英と申します。朝霞地区福祉会は、今年です、昭和50年発足で45年目を迎えております。当初は、みつばすみれ学園というのは、障害児の施設から出発したんですが、現在は、朝霞市にあります、特別養護老人ホームの朝光苑。それから和光市のほんちょう保育園とにいくら保育園、そこは大きな施設として担当させていただいております。なお、障害者の施設としても、すずらんというのものも、みつばすみれ学園の運営でして、特に、関して言うのが、福祉は地域との連携を取らないと、うまくいかないというふうなことを実感しておりますので、ここの会議の場で、いろいろと勉強させていただきたいと考えて来ました。どうぞよろしく願いいたします。

○渡邊委員

皆さん、おはようございます。

足を2、3日前から具合悪くしておりまして、ちょっと失礼いたしますが、私も70を超えて今年から後期高齢者の御連絡いただいているんですが、現役65歳までは、東京の方で私立の高校の教員やっておりました。あくまで朝霞を含めて都内を、中学校回り、それから、中高一緒なので、小学校も回ったり地域を回ったりしておりまして、定年になってから朝霞市内に自分の身を置いたときに、周り近所、現役のときは朝早く出て行って、夜帰り遅く帰ってきますので、隣の人が誰だかって全然知らなかったというのがあるんですが、定年になってから近所の方と町内の方とお付き合いになっているんですが、定年になる前に、西公民館の方で男の料理というのを始めて、男の料理も十数年になりますが、ここで今年まで会長をしておりましたが、ちょっと部会に、いろいろやらなくちゃならないこと多くなりましたので、料理の方は卒業という形になっております。あと、溝沼の老人センター、あっちの方では書道をやらせていただいておりますが、こちらも忙しくて今、名前ばかり。それだけでは体がなまるので、やはり西公民館の方で卓球をやらせていただいております。

そういうことをやりながら、平成25年、ちょうど今で6年目になりますが、スポーツでユニカールというスポーツを立ち上げました。多分南の方だったらユニカール御存じない方がたくさんいらっしゃると思うんですが、カーリングというと多分御存じいただけるかと思えます。氷の上でやる日本の女子がメダルを初めて取ったカーリングですね。スウェーデン発祥のカーリングを、同じくスウェーデンで、それをアレンジして氷の上ではなくて、室内でカーペットを敷いてワックスを塗って、同じようにゲームするという。英語で言うユニバーサルカーリング。長いのでユニカー

ルというスポーツの名前なんです、これを朝霞市の教育委員会が、平成23年頃から教育委員会
が市民向けにニュースポーツということで、広報で取り上げてやってまして、私ども一市民として
参加させて教えていただく。そのうち、平成24年頃になって、埼玉県の教育委員会の方から朝霞
市の教育委員会の方にFAXが来て、県の大会を開くということで、朝霞市の方もどうぞというお
誘いがあったそうですが、その頃、朝霞市にはユニカールの組織が全くない。道具も余りないとい
うことだったんですが、それで教育委員会の方から、しょっちゅう出ている私どもに「大会に出て
きてよ。」と言われて、即席でチームを作って、越谷市の方でやった大会に初めて出ました。即席で
すので、見るも無残でございました。それが、その年の2月にあつて、3月に立ち上げようという
ことで平成25年に組織を立ち上げまして、朝霞ユニカール同好会というものを立ち上げました。
途中省略しまして、去年に、もう一つ愛好会というのを立ち上げて、朝霞ユニカール愛好会を立ち
上げて、朝霞市内には今、サークルが二つあります。道具は共通なので、結局一つの道具を二つの
サークルで使いますから調整しなくてはならないんです。それで、その上に朝霞市ユニカール協会
を立ち上げております。現在、ユニカール組織としては、上に朝霞市ユニカール協会、その傘下
に、朝霞ユニカール同好会と朝霞ユニカール愛好会というのがある、今私は、そちらの方の理事
長ということでやらせていただいておりますが、おかげさまで、大会も全国大会まで出るようにな
りました。ニュースポーツなので、国体にはないんですね。国技体育大会というものには、ユニカ
ールというのはないんですが、今年の国体は、茨城の水戸がメイン会場になりますが、こちらの方
でデモンストレーションということで、ユニカールがなされると聴いておりまして、9月1日にそ
れがあるそうなんです。なぜあれかという、国体は各県、日本全国、各都道府県に協会を持っ
ていることが望ましいらしいんですが、ユニカールまだ持ってない県があるので、今回は出られる
のは茨城県民だけ。見るのは。

○渡邊委員

すみません。今日、会議その話題じゃないので。お話をずっと聴いてもよろしいんですけど。

○湯越委員

おはようございます。

湯越伸江と申します。よく聴かれるんですが、福岡県の出身です。23年前に、結婚とともに朝
霞市の方に移り住みました。湯越という名前は福岡でも珍しい名前、私の主人しか知りません。
皆さんと違って、高校と大学生の子供を持つ、本当に一般市民で。子供が小中学生の頃は学校で読
み聞かせをしたり、PTAの役員をしたりということはやっておりましたが、このような本格的な
会議に出るのは初めてで、やっちゃったかなと。すごい本格的だと思ってドキドキしていました。
ですが、このような、ほんとに一市民としての意見が少しでも出せたらと思っておりますので、皆

様よろしくお願いいいたします。

○山本委員長

ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

○事務局・佐藤係長

皆様、ありがとうございました。

続きまして、事務局になります。

市と社会福祉協議会、それぞれの自己紹介をさせていただきます。

○事務局・三田部長

皆さん、おはようございます。

福祉部長の三田と申します。1年ぶりに、こども・健康部長の方からまた戻ってまいりまして、担当させていただきます。よろしくお願いいいたします。

○事務局・佐藤参事

おはようございます。

福祉部参事兼福祉相談課長の佐藤と申します。今年もどうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局・西田課長補佐

おはようございます。

福祉相談課長補佐の西田と申します。よろしくお願いいいたします。

○事務局・佐藤係長

同じく、福祉相談課地域福祉係長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局・秋元主任

おはようございます。

福祉相談課地域福祉係の秋元と申します。よろしくお願いいいたします。

○事務局・下川主事

同じく、福祉相談課地域福祉係の下川と申します。よろしくお願いいいたします。

○社会福祉協議会事務局・秋元次長

おはようございます。

このたび、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会から参りました、地域福祉推進課長の秋元と申します。前年度までは、こちらの委員として出席をさせていただいてたんですけども、このたび、第4期の計画を市の福祉計画と社会福祉協議会の活動計画と一緒に皆様に御協議いただいて、新しい計画を作っていくことになりました。私たち、この三人になります。どうぞよろしくお願いいいたします。

社会福祉協議会のことについては、またお話しをさせていただくお時間がありましたら御紹介したいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○社会福祉協議会事務局・川合課長補佐

おはようございます。

同じく、朝霞市社会福祉協議会地域福祉推進課、課長補佐をしております川合と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○社会福祉協議会事務局・川村主任

おはようございます。

朝霞市社会福祉協議会地域福祉推進課の川村と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・佐藤係長

事務局は、以上の体制となりますので、これからよろしくお願いいたします。

続きまして、今回から第4期計画策定の支援をお願いするコンサルタント会社、有限責任監査法人トーマツの皆さんにも同席していただいております。自己紹介をお願いいたします。

○コンサルタント会社・竹内さん

皆様、おはようございます。

今回の第4期計画策定の御支援をさせていただきます、有限責任監査法人トーマツの竹内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○コンサルタント会社・折本さん

同じく、トーマツの折本と申します。よろしくお願いいたします。

○コンサルタント会社・平岡さん

同じく、トーマツの平岡と申します。若輩者ではありますが、精いっぱい頑張らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局・佐藤係長

ありがとうございました。

それでは、ここから第1回の会議に入りたいと存じます。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、委員18人中、本日の出席委員は過半数の15人でございますので、朝霞市地域福祉計画推進委員会条例第7条第2項の規定に基づきまして、会議が成立することを御報告いたします。

それでは、ここからは山本委員長に、議事の進行をお願いしたいと思います。委員長、お願いいたします。

○山本委員長

それでは、進めていきたいと思いますが、本会議は「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」によりまして、原則公開となっております。本日、傍聴を希望されている方がいらっしゃれば、傍聴要領に基づいて傍聴を許可することにしておりますが、いかがでしょうか。

○事務局・秋元主任

本日の傍聴希望者は、ただいまのところいらっしゃいません。

○山本委員長

分かりました。

本日の傍聴希望者は、現在いらっしゃらないということですが、会議の途中で傍聴希望者があった場合には、傍聴席の範囲内で、入場していただきますので御了承ください。

◎ 3 議題 (1) 第4期朝霞市地域福祉計画策定に向けて

○山本委員長

それでは本日の議題に移りたいと思います。

議題(1)第4期朝霞市地域福祉計画策定に向けてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局・佐藤参事

それでは、資料4を御用意していただけますでしょうか。「第4期朝霞市地域福祉計画策定に向けて」でございます。着座ですが申し訳ございません。説明させていただきます。

1行目からになりますが、平成29年に地域包括システム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月に施行されました。

4行目になります、「少子・高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる地域コミュニティをつくることが求められている。」と記載されてございます。

そもそも地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らしていくために、人と人がつながり、支え合うための取組のこととしていますが、今、読み上げたように、私たちの暮らしや地域は、少子高齢化、人口減少時代に入り、生活状況や社会状況が大きく変化してございます。このことから、国では、「地域福祉のなお一層の推進」、「地域共生社会の実現」を掲げ、法律を改正し、地域福祉の取組を地域のみんなで考えて進めていくよう唱えている状況にございます。

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉法の改正により、新たに規定にされた事項で、朝霞市では平成18年4月に第1期となる「朝霞市地域福祉計画」を策定し、朝霞市社会福祉協議会で

は平成20年4月に第1期の朝霞市地域福祉活動計画を策定しており、現在は、第3期の地域福祉計画及び地域福祉活動計画をそれぞれ策定している状況でございます。

下の四角で囲んだ部分は、平成30年4月に改正された社会福祉法第106条の3と第107条を掲載しております。

第107条を御覧ください。「市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画、市町村地域福祉計画を策定するよう努めるものとする。」と規定されてございます。これまで地域福祉計画の策定は、市町村の任意と、市町村にお任せするというふうになってございましたが、この改正によって「努めるものとする。」と、努力義務というふうな形になりまして、格上げされた状況でございます。

さらに、(1)第1項第1号では、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」と規定されてございます。このことから、地域福祉計画は福祉分野の「上位計画」、全ての計画を盛り込むような形として、上位の計画として位置付けられることとなりました。

合わせて、下から4行目の第107条第2項では、「市町村は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。」と。さらに、その下の第3項では、「市町村は、定期的に、その策定した地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。」という形で、この法律がこのような形で改正されて規定されてございます。

2ページをお開きください。

この社会福祉法の改正を受けて、厚生労働省から通知がまいりまして、市町村地域福祉計画策定ガイドラインが示され、こちらに掲載してございます。一つずつ御説明申し上げます。

1行目、「市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。」。このことから、地域住民等の参加を得て協議するというところで、この推進委員会も、その一つとして発足していただいた訳でございます。

その下、「1 地域福祉計画に盛り込むべき事項」が挙げられています。「①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、下から4行目、「②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」。3ページの上から3行目、

「③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項」、「④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項」、「⑤包括的な支援体制の整備に関する事項」、「⑥その他」となっていますが、社会福祉法が定める地域福祉計画として認められるためには、今、読み上げた5項目、①から⑤までの項目全てを定めることとされています。

またちょっと戻っていただきまして、①から説明させていただきます。

2ページに戻ってください。①では、地域におけるすべての福祉に関して、共通して取り組むべき事項として、「ア」から「タ」まで列記してございます。

「ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項」、「イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項」、「ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方」、「エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制」、「オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開」、「カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方」、「キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方」、「ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方」、「ケ 市民後見人等の育成や支援活動、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方」、「コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方」、「サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」、「シ、地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用」、「ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理」などが「タ」まで挙げられています。

「②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」では、「ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備」、「イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立」、次のページにいきまして、「エ 利用者の権利擁護」、「オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策」。

この他、主だったものでは、④の「ア」では、「地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援」、「ウ 地域福祉を推進する人材の養成」。⑤の「イ」では、「『住民に身近な圏域』において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」などが挙げられています。様々な課題を地域で解決する、支援する、施策や事業、そして体制等を検討していくことになるものと考えております。

次に、「2 地域福祉計画策定の体制と過程」でございますが、「①市の計画策定体制」でござい

ます。

一つ目の○で、「地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の『上位計画』であり、老人福祉計画・介護保険事業計画・医療介護総合確保促進法に基づく市の計画、障害者計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画、健康増進計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。そのため、行政全体での取組が不可欠であり、プロジェクトチーム等を立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。」としてございます。

今日お配りしました、資料番号2でございますが、そちらにはですね、庁内の体制を組んだものをお配りしてございますが、庁内の福祉部、子ども・健康部の8課のほか、地域福祉に関係する他の部の7つの課室の部課長で構成する…。資料3でございますね。申し訳ございません。資料3に、庁内検討委員会の設置要項をお配りさせていただきます。そちらの裏のページを見ていただきますと、別表で各部署が構成しておりますが、先ほど申し上げましたように、福祉部と健康福祉部の8課と政策企画、危機管理、地域づくりなど、ほかの7課と室が構成としまして、庁内検討委員会を設置して検討している状況でございます。

それでは、戻っていただきまして3ページの下から5行目になりますが、「福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画（例えば、成年後見制度利用促進法に規定される市計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される市自殺対策計画、地方再犯防止推進計画、地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置付けるなど地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられる。」というふうに記載してございます。こういったことも想定しながら検討していきたいと考えてございます。

それでは、4ページをお開きください。「②地域福祉計画策定委員会」になりますが、ここの記述が本地域福祉計画推進委員会を設置する根拠にもなっております。

二つ目の○を御覧ください。「地域福祉計画の策定に当たっては、市の地域福祉担当部局に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市職員等が参加する、例えば『地域福祉計画策定委員会』のような策定組織を設置することが考えられる。」。

三つ目の○では、「地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域生活課題に精通し地域福祉に関心の深い者、その他関係者等の意見を聞くことや、委員を公募するなど、住民等が計画策定に積極的に関わるができる機会を確保することが適当である。」となっております、その対象としての例示が下の方に書いてございます。

その下の四つ目の○では、「また、地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要である。」というふうになってございます。

③に移ってまいります。「③地域福祉計画策定方針の決定」でございます。「地域福祉計画策定委員会は、県が示す地域福祉計画の策定方針を勘案するなど県と調整しつつ、住民等の主体的参加を実現するため、地域住民同士の交流会、関係団体も含めた懇談会、ヒアリング、アンケート調査等を実施し、地域福祉計画に住民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映させる旨の策定方針を定める必要がある。」というふうに書いてございます。こちらにつきましては、後ほど、資料5で本市の策定方針（案）をお示しさせていただいておりますが、後ほど説明させていただきます。

続いて、④では「地域福祉計画の目標の設定」、次のページに行きまして⑤では「地域福祉計画策定の手順」などが示されてございます。「⑥社会福祉協議会の役割」では、一つ目の○、「地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。」、二つ目の○では、「なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画と一体的に策定したり、その内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることが求められる。」となっております。

このことから、今回の第4期計画では、市と社会福祉協議会が一体となって、策定していくというわけで、今回お願いしている状況でございます。

このほか、「⑦社会福祉法人の役割」、6ページに入っておりますが、「⑧民生委員・児童委員の役割」なども記載してございます。

「⑩の計画期間、評価及び公表等」では、一つ目の○、「地域福祉計画の計画期間については、他の計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。」というふうになってございます。

二つ目の○では、「市は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。」となっております。

三つ目の○では、5行目になりますが、「また、計画評価委員会は、地域福祉計画の策定・実施との継続性を確保するために地域福祉計画策定委員会と同一の委員とすることも考えられる。」となっ

てございまして、そのことから、本委員会では、策定した後からは評価をするということでございます。

四つ目の○では、「計画は、策定後速やかにその内容を公表し、県に提出することとする。」となっております。

これが、以上、国から示されたガイドラインでございまして、この全国的な、示されたガイドラインを踏まえまして、全市町村が地域福祉計画の策定に取り組んでいることになってございます。朝霞市におきましても、この第4期の計画については、このガイドラインを踏まえまして策定に取り組んでまいりたいと考えてございます。このガイドラインを含めた策定に向けての説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

○山本委員長

はい、ありがとうございました。

主に法律の改善に向かうとあって、このように新しく市町村地域福祉計画の策定をしていきなさいというガイドラインをお示しいただいたと思うんですが。

どうでしょう、これ、質問ありますか。質問があるような、ないような。

では、コーヒータイムの坂本委員。

○坂本（僚）委員

今説明していただいたやつは、別に2次から3次からってそれに大体絡んでやってきていると思うので、多分。ただ、法律的な言葉なので、すごく言い回しが難しいような気がするんですけど、一つだけ気になっていたのが、今度市町村が努力義務になったということなんですけれども、これは、「努力義務」ってどういう言葉なんでしょう。

義務ってということは、努力してもしなくてもいいということなのか、努力義務という意味が法的にどういう意味なのかというのがよく分からないんですけれど。

○事務局・佐藤参事

御指摘のように、なかなかやっぱり分かりにくいことだろうというふうに思っていますが。我々行政の方からすると、最初は任意ということで、市町村にお任せしますよというのが最初のスタートだったんですが、今回ここで努力義務ということで。これもおっしゃるとおり、「努めるものとする」ということで、必ず作らなければならないということになってはいないんですね。なので、最終的には作らなければならないというのが、一番、法的には決められたものにはなってくるので、努めなければならないというのは、おっしゃるとおり、努力というところだけであって、必ずしも作らなければいけないというものではございません。ですが、私たち行政の方からしますと、やはり努めるということになってまいりますと、作っていくものというふうに考えてございます。

国の方からすると、格上げしたというような言い方にはしてございますが、市では、既に策定はしてございますので、このガイドラインを踏まえて更に一層努めていくというふうに考えてございます。法律の用語上は、努めるところは、おっしゃるとおり強制的なものではないのですが、そういったところで御理解いただけたらと思っております。

○坂本（僚）委員

なんとなく分かったような。問題は、1次から3次まで。今回4次ですけれども、3次までのものでもそうなんですけれども、絵に描いた餅みたいなのところがあって、ただ、その計画を作ればいいのではないかみたいなのところが、どうしても感じられてたんですけれども。そうではなくて、それを一つでもいいから、実際に実行するというのがほしいなと思うんですけど。それを感じているのは僕だけかもしれないんですけど、ほかの人はそうではなくて、感じているのかもしれないんですけど。僕とすると、実際に例えばそういうふうに行っているのかな、一つでもいいからできたのかなというのが非常に、なんか絵に描いた餅みたい感じで疑問なところがあるんですけど。

だから、それに対してそうではなくて、今度努力して、一つでもいいから、いろいろ先ほど説明していただいた中の一つでもいいから、実際に実施していくよという意味に捉えたいと思っておりますけれども、そんなところでよろしいんですかね。

○山本委員長

はい、ありがとうございます。

おっしゃるように、地域福祉計画ってすごく幅が広いので。しかも、予算が付いているものではなく、どこからどう手を付けるかというのはおっしゃるとおりで、他の自治体でも同じような課題もあるんですが、そういうこともあって、ここ3年ぐらいは、先ほども御説明がありましたけれども、防災を切り口としたコミュニティづくりを、この朝霞の中では進めていこうということできずとお話をしてきたかなというふうに思います。

今回、そういうことでうちの方の大学で、朝霞の市民の方に向けた、防災をツールとしたコミュニティを作るためにというマニュアルじゃないですけども、紹介リーフレットを作るということでお任せという案を、たたき台を作るということをやらせていただいて今、途中です。

ですので、まだ動き出したばかりでお示しできるものがない状態なんですけれども、そういう点で言うと、全く何も進まなかったのではなくて、この委員会の中でもそういうことで先を進めたい思いがあるんですけども。全部はね、もちろん進められはしなかったんですけど、一つでもという坂本委員の御意見としては、そういう点はあるかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○坂本（僚）委員

一つだけ。お言葉を返すようなんですけれど。

例えば、防災に関して、ここにいらっしゃる浅川委員とか結構地域の中で防災に関してやってこられた方というのは、了解しているんですけれど、そういう中で例えば高齢者だとか障害者だとか子供たちに対しての防災という部分がほとんど朝霞市の場合欠如されているんですね。

例えば、じゃあ防災訓練があるときに、障害を持っている人にほとんど声が掛からない。ほとんどというか、掛かったことがない。今まで。そういう中で、ただ僕が言いたいのは、表向き、文章的には障害者とか高齢者とかそういう人たちに対しても防災のいろいろ、自治会だとかそういうのを含めてやらなくちゃいけないみたいなことが書かれているんですけれど、そういうのが書かれている割には、一切声が掛かっていないというのは、なんでなんだろうと思っているんですね。

だから、実際に例えば防災訓練をするようなときにも、そういう高齢者だとか障害者だとかそういう人たちに対して、全然声が掛からなくて、やっているという現実があるので、何か、僕に言わせれば、何回も言いますが絵に描いた餅になっているのではないですかということになります。そういう実態があるので言っているんですけど。

だから、そこをもうちょっとそうではなくて、例えば一人暮らしの寝たきりの年寄りが住んでいるとかそういうのって、分かりませんが、多分把握してないのではないかなと思っているんですね。どこにどういう人がいるというのを。いや、もしかしたら把握しているのかもしれないんですけど、分かりませんが。

だから、そういう細かいところというのがすごく大事だと思うし。例えば寝たきりのお年寄りの人を何人かの人が行った後、どうやって助けるんだろうと思っているんですね。例えば人によっては、足腰が悪くて寝たきりでいる人、どういう助け方というマニュアルがあるのか分からないんですけども、無理やり車椅子に載せたって、本人は非常につらいだけですよね。ちゃんと股関節が曲がって乗ればいいですけど、そういうのに乗れない人になったら車椅子で座らせる状態というのは、非常に苦痛が出ると思うんですね。そういうのまで細かいことまで、どこまで把握しているのかな。地域の人がね。行政とかね、そういうところは無理に行っても、地域の人が、どれだけ把握しているのかなというのが必要なのではないかなと思っているんです。だから、そういうところまで、やはり本来で言えば努力してもらわないと、やっぱり余り意味のない計画になっちゃうのではないかというふうに考えているんですけど、何かおかしいですかね。

○山本委員長

いえいえ、おかしくないですよ。おっしゃるとおり、ずっと坂本委員はそのことをおっしゃってくださっていて、3、4年前にも、やっぱり同じ話を聞いたんですよ。ということは、これ作ったけれども進んでないとおっしゃるのは、正におっしゃるとおりで、現状では絵に描いた餅になっ

ているのではないかという御指摘もあるとは思いますが。

ただ、そういうこともあるので、今回この推進委員会の中では、少しでも進めるということで御意見を頂きまして、たたき台として私どもの大学の方で作って、皆さんにまた見ていただいて、それを市民の皆さんに返していくということを、ちょっとずつではありますがありますけれども決めているというのが進捗状況かなというふうには思います。

なかなか一遍には進まないし、今回の鹿児島の方でしたかね、大雨が降って、それぞれ避難警報が出たけれども、本当に、みんなが助け合いができたのかどうかというのを、ちょっと問題にはなっておりませんでしたので、そういった部分については、なかなか難しいかなとは思いますが。

○渡邊委員

今の話題だけど災害の関係で、江戸川区が自分たちで逃げることを考えろという発表を、ここでやりましたよね。そういう意味で言っちゃうと、自分の緊急性をどうやって考えるかということと、どうやって伝えるかということ、やっぱりこの計画の中で、あなたは困りますよって脅さないと人は動かないのかというのがね。それと、あと近隣の使い方をどうやって考えていくかということのバランスだと思うんですね。

だからそれは、今回の避難者名簿にしても、手上げ方式ですよ。私を助けてくださいという人に対して来ます。それ以外の人は無視ですよという形のルールから行くと、逆に読むとそういうことになりますよね。そのバランスというのは、どういうふうに皆さんの共通理解を持って進めていくかということを考えていかないと、ハンディに対してどうやってサポートするかというのは、周りから民生委員が個人情報を守りガードするようなレベルの例もありますし、そういう中で、本人から周知しないと絶対伝わらないことですよ。そういうバランスを今後、どういうふうに理解していったら、福祉ってサポート。助けてもらえるものじゃなくて、両面がないと進んでいかないとなんだろうなという感じがすごくする。

ただ、行政サービスの法律で、こういうことをしなくてはいけないというルールを決めると、うせざるを得ないから当然やりますよね。それに漏れちゃった人って必ず出るわけですね、ルールってね。だから、その辺のところを、この計画の中で少し理解していただけるような。緊急時に、やっぱり頼まなくちゃいけないのかなということで普段から意識を持ってもらうとか、そういうふうなアピールもやっぱり要るだろうし、サポートする側に対しての広報というのも多少はやっていると思うんですけど、なかなか伝わらない。自分のことでいっぱいだと思うんで、難しいことだと思うんです。そのバランスというのが表面でできていると、福祉というものの中身的には、やっぱり、できることができるように、できる人がやらなくちゃいけないものだし、サポートはやっぱり、手を上げて、これが駄目だよって言って伝えられるような情報が伝わってないとサポートでき

ないと思う。その辺の情報がうまくマッチングできる仕掛けが、いろんな制度であると有り難いなと思うんですけど、その何かPRできるような計画であるといいなと思います。

○山本委員長

坂本委員。

○坂本（政）委員

ちょっと浦島太郎ではないんですけども、いわゆる、こういった計画を作ったときには、要するに計画の見直しとか検証とか、そういったものをやる会議があったように私は思うんですけども、それが機能していないというふうなことなのか、それとも別次元でおっしゃっているのか、その辺がよく分からないというところですね、まず、そういった検証、見直しの会議があるのかどうなのか。もしもなければ、そういったことを請け負いしてもいいんじゃないかというふうに思ったりもしておりますし、あったはずだなというふうに思って、それが活用されていなければ、その活用されていない部分が何なのかというところを、先ほども言いましたように活用していくと、よろしいかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○山本委員長

ありがとうございます。

この委員会自体が、ずっと推進委員会ということで、評価委員会という名前はないんですけども、地域福祉に計画を策定した後で推進委員会ということで、評価も含めて進捗状況を管理してきたつもりですが、おっしゃるように、この地域福祉ってすごく幅広いので、全てを全部管理するというわけにはいかないの、ここ3年進めてきたのは、一つ防災ということを切り口に、どう防災を切り口としてコミュニティづくりを進められてきているかというのを一つにして進めてきたところでは。

ただ、ですので、一個一個ですね、例えば行政計画がどういうふうに議論進められてきたかという、他の自治体ではやっているようなことのように、やってこなかったというところは、あるかと思います。そういう点では、コーヒータイムの坂本委員がおっしゃるように、進捗状況がしっかり把握できてなくて進んでない、絵に描いた餅じゃないかという部分は、多少はあるかなというふうには思います。

ただ、今申し上げたように、この委員会自体は、進捗管理をしてきたということであると私は思っているんですけど、いかがでしょうか。事務局いかがでしょうか。そういう名前では付いておりませんね。

○事務局・佐藤参事

委員長のおっしゃるとおりで、一つ一つフォローは確かにやってなかったのは実際でございます

が、その中の一つの項目としてテーマを決めて、3年間やっていただいたものと思っております。いかに助けるかというのは確かに大事な視点なんですけど、その中で、どういうふうな体制だとか人材を発掘して、みんなで見守れるかというのがコミュニティづくりも含めて、そういった仕組みが地域福祉の一つだというふうに思っていますので、そういったところで皆さんからのいろんな意見を頂いて、当然、担当課、担当部署の方にもフィードバックしてって、そういったところを決めて検証できればというふうに思っていますので、防災のものは基本的には地域防災計画というものがあって、そこに反映させているような形で体制は整えてございますが、そこに至るまでのどのような民生委員始め、町内会の皆さん始め、どういった方たちの御協力をいただいて、そういった手を差し伸べてもらいたい方を支援していくかという視点も大事なものというふうに思っていますので、こういったところをまた御意見頂ければ。

○山本委員長

だから、この上位計画としての地域福祉計画が、これまでもあったわけですけども、そこで出たことを、各様々な事業計画等に、ばっちりこうだっというふうに入っていないかもしれないけれどもも反映させていっているというふうなことは、あるかなと思うんですね。

本橋委員、いかがでしょうか。自治会連合会としてですね、それぞれの自治会で、様々な防災という視点から見て、何かこれまでの間進めてきたことというのは、あるんでしょうか。

○本橋委員

そうですね。月に2回ぐらい防災というか防犯パトロールをやっているんですけど、あるグループの、そういう団体の人が町内会に積極的に関わりたいということで、防犯パトロールと一緒にやったりだとか。幹部の方ですけど、パトロール一緒にやりたいということで一緒にやったり。あるいは、ほかの事業所では、地域の人と定期的に会議をして情報交換をしようとか、そういうのもありますし。それから、社会福祉協議会の福祉作業所、あそこに大きなお菓子を作ってもらおうとか、そういうことはやってきたんだけど、そういう向こうからのアピールとか、こちらからのニーズがあった場合には、一緒にやっていくということはありません。

○山本委員長

例えば防災ということに関しては、何かありますか。

○本橋委員

そうですね。防災については、何かその施設で、例えば火事が起きた場合に、この地域の人で近くの人が、うちはね、施設とかに大丈夫ですかみたいなことを声を掛けて、そういうことも必要だなということで、向こうからも、そういう要請があるので、分かりましたということで、そういう場合には、注意しましょうね、という形になっています。

○山本委員長

施設とおっしゃるのは。

○本橋委員

老人福祉。

○山本委員長

特別老人とかそういうものですか。そこでも協力関係を結び。

○本橋委員

そうですね。交流を図って行って、そういうニーズがあれば、こちらの方もできることはしまし
よう。

○山本委員長

浅川委員のところはね、もうずっと。今回お辞めになったとおっしゃってるんですけど、どうで
しょうか。先ほどコーヒータイムの坂本委員の方からは、なかなか障害者の方と一緒に、そういう
訓練をやったりというふうなことも声が掛からないという話がありましたけれども、これに関し
て。

○浅川委員

私どもは5年に一度、溝沼の連合町内会、8つの町内会が1つの町内会として合体して2つが持
っているわけですが。連合町内会と単体の町内会と。5年に一度、防災訓練をやってます。とき
によっては避難訓練、また特別に行います。連絡がないという場合、部屋に連絡網というのが町内会
を通じてます。ですから、町内会も回覧、あと当日は消防車が1台、広報をいたしまして、始まる
30分前ぐらいから町内を8つの町内会を全部、消防車が回ります。消防車が走れないところもご
ざいますけれども、広報して、それから始まるわけです。

ですから、漏れてしまう場合もあろうかと思えますけど、回覧と広報、あとは、町内にある掲示
板にも貼っております。やはり、溝沼、私がこういう委員会でいろいろと説明したり、ビデオ見て
いただいたりするんですけど。やはり皆さん、なかなかね、防災訓練というと大変だ。始めるとで
すね、なかなか実行されない。ですから、やってないところが多いんですよ。

正直言って、僕も防災計画の委員になってますから防災委員会に出てるんですよ。あの文面を見
ると、自主防災を頼る文面が非常に多いんです。こんなに頼られても、町内会の自主防災ではでき
ないよと。ですから、まだまだ行政と町内会が、とても一体にはなっていないなど。

ですから、溝沼の第二町内会、私がやりました町内会では、ファイルがありまして家族ファイ
ルがあります。その家族ファイルには、障害者の名前も入ってしまして、災害時には、例えば助け
てくださいとか、車椅子が必要ですか、そういうのが載ってますので、僕たち幹部は、それを読

んでいて、何かあったときには重点的にということ。

そういうことで、町内会としては、かなり努力しているつもりですけど、例えば今、朝霞市が町内会を束ねているのは地域づくり支援課です。地域づくり支援課でも、やはり町内会に入っていたいて、町内会のいろんな行事などの伝達方法を、やはり回覧で頼りますので、毎年、大体暮れから正月にかけては会員募集をしております。去年の秋から今年も行いました。行くと、やはり何十件って新しい会員が増えておりますので、やはり努力はした方がよろしいのかなということでございまして。

徐々に、いい方向には向かっているんですけども、とにかく人口も増えてますし、町内会に入りたくないという人がいっぱいおります。特にマンションでは、個人情報なんだかんだということで、名簿を作られては困るとかいろいろなことがありますので、町内会の人たちもいろいろ難しいですね。

ですから、やはり私も町内会、退任されましたけれども、いいことをやっている町内会のことを、やはり、ほかの町内会でもちょっとまねをしたりして、やはり防災とか親睦とか、そちらの方につなげていただければと思います。

○山本委員長

ありがとうございます。

そういう意味では、本当に遅々たるものですけども、今、浅川委員おっしゃってくださったように、この委員会の中で防災のアプローチを持ってコミュニティを作っていこうという、一つの成果物を作っていこうということになりましたので、それを作りまして、また市民の皆さんにお返しし、それがどういうふうに使われているのかという評価を含めてですね、この委員会の中でも第4期を進めていくのと同時に、見ていく必要があるかなというふうには思っております。

○浅川委員

あと1点ですね、これはまた先々いって、またいろいろな皆さんの意見を聴くでしょうけれども、今、私、ラジオ体操会の方に出しております。30人から40人ぐらい、私が出ているところは氷川神社、溝沼のね。最後の金曜、これ金曜日にやってるんですよ、毎週。月の最後の金曜日に、ちょっとためになるような何か話をしてくださいということで、氷川神社の社務所の中に集合していただいて、ためになる話をします。防災の話とか、僕は総務省の行政相談とかいろいろとやっておりますので、私だけの話じゃないですけど、ためになる話を10分から20分ぐらい、お茶を飲みながら話を聴いていただきます。用事がある人は帰りますけど。

でも、そういった体を動かして、その後で地域の人が集まって、お茶を飲みながら役に立つこととか何かの話、役に立たないことだっていいんです。何でもね。ちょっと家庭内のもめ事だって

ね、いいんですけど、そういうものを、ちょっとしゃべったりすることによって交流ができる。結構、高齢者、大体70から80代の方、多く来ております、最近。それは、溝沼の方の包括センターでやっていただいているんです。

ですから、僕たちも、ただ包括センターに任せるだけではなくて、自分たちも積極的に出て、何かやっぱり集まりを。もう少し肉を付けていくといいのかなということで、毎回毎回、金曜日に集まるわけではなくて、最後の金曜日だけちょっとためになることをお話しして、コーヒーでも飲んで帰る。その間、2、30分ぐらいですね。まあ老人ですから、そんなに忙しい人ばかりじゃないからね。結構お話を聴いて帰りますので。

今後でもですね、やはり、地域づくりというのは、やはり町内会頼りじゃなくて、そういった人たちも、もしかしたら町内会入ってない方も老人で来るかもしれません。いろんな角度からやっぱり集まりをやっていかななくてはいけないのかなと思います。

○山本委員長

正に、そういう積み重ねがコミュニティを作っていくということになっているのかなと思います。コーヒータイムの坂本委員、よろしいですかね。全く絵に描いた餅ではないように努めていきたいと思っているんですけども、なかなか一遍には進まないところは確かにあるとは思いますが。

○坂本（僚）委員

確におっしゃるとおりで、なかなか難しいと思うんですけど、何か一つでもいいから、多くは望まなくて、一つでもいいからということがあるのかなと思っているんですね。僕のところに4月から東洋大学の学生になった車椅子の子が来て、最初は非常に困ってたんですね。介助するあれで。どうにか福祉サービスを利用して生活はできる。毎日必要なので、お風呂から全部必要なので、ということで、福祉サービスということで利用して今どうか、その学生、生きて学校行っていると思うんですけど。そういう意味で果たして、そういう子たちが地域の中でって僕なんかは考えたときに、やっぱりすごく難しいですよ。今まで朝霞で育ってない人が朝霞に来て、急に地域の中に入ってというのは、これすごく難しいと思うんですね。まして若い人なら。なかなか、その渡邊委員じゃないですけど、先ほど声を自分たちからも発しなければと、確かにそれはそのとおりだと思うんですけど、なかなか難しいところがあって、それをうまく慣れている団体の人がコーディネートをしていくというのが必要なんだろうなと思いますけどね。

○山本委員長

ありがとうございます。

すみません。ちょっと戻りましてですね、このガイドラインに、今、事務局の方から説明がありましたこのガイドラインについて、何か皆さんの方で御質問があれば、今、説明の段階ですけど

も。湯越委員、いかがでしょうか。これ、今回初めて御覧になったかと思うんですけども。

○湯越委員

大体は理解できたんですが、ただ実生活の機会みたいなものの具体的なイメージというか、どんな具体的なかは分かんないですけど、ただ、言葉の意味はちゃんと理解して、ちゃんとかどうか分からないですけど、分かったなというふうに思います。すごくたくさんあってすごいなって、全部みたいな感じですよ。全て網羅するようなのかなって思います。

○山本委員長

そうですね。

保護司会の須田委員、いかがでしょうか。何か御意見でも結構なんですが。

何かこれを、ガイドライン等お読みになって御質問、御意見ございますか。

○須田委員

私、今いただいたので、よく内容を把握しておりませんが、「就労に困難を抱える者」というところで、障害者の方はもちろん就労が難しい。もう一つは、我々が保護司としてやっている中で、施設を出た方、刑務所から出た方は、なかなか就職できないですね。それに関しては、協力事業主という方が、朝霞市にもありますけど、埼玉県にありまして、その方がなるべく仕事をやらせてくれるようなあれがあるんですけども、それがなかなか思ったようには進んでいないので、一般的な会社では。施設を出た方は、大体面接の段階で落とされてしまうということで、なかなか。

それが、お勤めができれば再犯が減るんですね。これが、仕事がないからまた再犯が。今、そういう問題があります。その辺がちょっと今、思いついたところなんですけどね。

○山本委員長

なるほど。そういう大変さもあるということですね。「就労に困難を抱える者への横断的な支援」なんてここに書いてありますね。

○須田委員

ですけども、そういうの取っていただいて、やっていただくと。ひとりの保護司だけでは解決しませんが。

○山本委員長

地域住民と地域というふうに考えたときに、施設をお出になった方々に対してできることというのは、どういうことなんですか。就労という面に関して。

○須田委員

「あの人は」ということで、分かると思う。白い目で見られるというか、なかなかね。やっぱり、そういうのはしないようになるべく皆さんやっているんでしょうけど、どうしても、そういう

ふうになると。やっぱりね。その方も、何か俺、変な目で見られているということでもたまたま委縮してしまうという中で。なかなかやっぱり、うまくいかないですよ。

○山本委員長

そして、ちょっと言葉は陳腐ですが、そういうことに関しては啓発ということも、一般の人に対しても必要だということはあると思いますか。

○須田委員

「あの方は」ということで、個人的なあれなんですけども、犯罪者というのは、罪を償ってきているんですね、その後もね。なかなかこの世の中、居心地が悪いですよ。と思うんですよ。やったことがないから分からないですけど。だから我々がね、ごく普通にそういった方の保護観察で接しているんですけども。

○山本委員長

そうしますと、同じ「就労に困難を抱える者」と言っても、今おっしゃったような、須田委員がおっしゃったような方々の持つ課題と、障害をお持ちの方とか、そういう高齢者の就労困難性というのとは、それとはちょっと違う面がありますよね。

○須田委員

見た目には分かりませんが、引きこもり、そういう方もね。なかなか難しいですよ。我々も、そういう方と接するあれも難しいですよ。

そんなところでした。

○山本委員長

ありがとうございます。

それから、みつばすみれ学園の坂本委員、いかがでしょうか。何かこのガイドラインをお読みになって。

○坂本（政）委員

私、質問しようと思っていたんですけども、社会福祉協議会との関係ですね。今、ガイドラインの中に、法的なところで地域福祉計画をやらなくてはいけないという記述が理解できると思うんですが、じゃあ社会福祉協議会は、この地域福祉活動計画というものが法的に何か決められていてやっていることなのか、もしそうであるならば、この地域福祉計画の中にどう盛り込んでいくのかというところが何か、全部詳しく読んでいないので申し訳ないんですが、その関係性というのがどうなるのでしょうか。

具体的に簡単な話をすれば、これ今まで、3期は2冊あったのが、今回は1冊になるのかというふうなところで、簡単な質問なんですけれども、その法的なところと、どういうふうにでき上がっ

ていくのかというところがあれば、この話もそういう方向性に向かってできていくのかなというふうに思うので、そこを是非聴かせていただきたいなという。

○山本委員長

では、尾池委員。

○尾池委員

単純なんですけれども、2ページのところに横断的な、横断的という言葉がいっぱい出てきていますけれども、行政用語なんですけど、確かに簡単な用字なんですけど、その辺のところをしっかりと、どんな横断的なものをイメージされているかということと、それと、官民協働とあるんですけど、朝霞市の協働の指針というものを住民がなかなか理解できていない部分がたくさん見てきたので、その辺の見直しとかその辺の計画があるのかどうかということと、その上の段に「福祉以外の分野の圏域」とあるんですけど、その内容がちょっと分からないので、「福祉以外の分野」ってどんなものを指しているのか教えていただきたい。

○山本委員長

ちょっとたくさん質問が出たので。

まず一つですね、この社会福祉協議会の福祉活動計画の法的な位置付けと、この地域福祉計画と活動計画を一緒にするというので、活動計画はどういうように捉えるのかという。このまず2点から、ちょっと事務局の方でお願いいたします。

○事務局・佐藤参事

では、私の方から一回説明させていただきます。

まず、活動計画は、法的にはおっしゃられるとおりではなくて、位置付けは、法的には作らなくてはならないということはありません。

また、社会福祉協議会は次の指針の中でまた説明はする予定でいたんですが、地域福祉活動計画の策定指針が全国社会福祉協議会から示されておりまして、その中で社会福祉協議会が民間の活動、行動計画として作っていくというふうになってございます。

その中で、地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会の事業の活動の展開を、地域福祉計画とともに担っていくというところは記載してございますので、地域福祉計画に盛り込むというよりは、地域福祉計画と活動計画が両輪で機能していくものというふうを考えてございます。

今度の第4期の計画、今まで第3期は別々に策定してございました。他市の状況を見てもですね、やはり一緒になって、一緒の冊子で作っていくのがスタンダードだと私も思っておりましたので、なぜ今まで別だったのかというのはちょっと置いておきまして、今回、やはり同じ冊子で作っていききたいというふうな形で社会福祉協議会とも同意を取ってございまして、地域福祉計画、どち

らかという今後の体制だとか市民の皆さんの体制づくりだとか、そういった支援の在り方だとかという理念的なものも入っているかと思います。

実際に、じゃあどういう活動、施策を実施していくかというのは、やっぱり活動計画というふうになってまいりますので、そういったところで一緒に作っていくというようなスタンスでやっていきたいというふうに考えてございます。

○坂本（政）委員

そうすると、地域福祉計画というのは理念を作ることであって、実際の活動内容については社会福祉協議会が作るんだと。簡単に言えば、そういったことなんでしょうか。

○事務局・佐藤参事

当然、理念だけではないとは思っています。体制づくりだとか、こういうふうにしていくというような指針も示したり、またその具体的な施策のものも、市としても作っていくものだと思っています。それだけではなくて、更にその活動の中の部分でも社会福祉協議会が作る活動計画のものと、市の方の作る行動も入ったもの、施策も入ったものも一緒に作っていくというふうに考えてございます。

○事務局・三田部長

すみません、私の方から。

今の御質問の方なんですけど、まず両輪だということで、今回は、単純に言うと冊子は一つにしたいということで御提案しようと思っております。

市の方の地域福祉計画というのは、基本的には方向性をまず定めているということなんです。先ほど、御質問の中でもありましたけど、全部網羅するんですか、大変じゃないですかというお話があったんですが、それは各色々な計画が福祉の分野でもあるんですが、そこでは例えば障害福祉計画の中では、施設を幾つ整備します、特に高齢者の場合ですと、何とか施設を何年度までに幾つ整備しますという計画を書かなきゃいけないということになっているので書いているんですけど、そこをここに全部入れますということではないんですね。

これまでも明確にはなかったんですが、地域福祉という、いわゆる地域住民の方と市と様々な関係性がある方々が集まって、地域福祉という観点で福祉のものをみていこうよということが国の方で正式に位置付けられて、その上位計画として、まずトータルな計画を地域福祉計画というもので作ろう。そこに個別の計画がぶら下がる形になるので、地域福祉で個々に、今申し上げたような数字を求めるようなことを書くというイメージではなくて、あくまでその中で災害という場面で言えば、高齢者の方、母子の方、障害者の方、様々な方がいるわけなので、じゃあ災害というくくりを作ったら、そこにそういうものを、方向性なりを書き込んでいくことによって下位のといいます

か、別の個別の計画の中にそこを具体化していってもらおうという。そこでの調整をするようなものをここで地域という観点でまとめようということで考えています。

ただ、それと同時に、社会福祉協議会の方は全国組織、地域の代表的な。社会福祉法人ですから、様々な地域の社会福祉法人があるんですが、特に市全体にわたって広範囲の部分で補うということが定められている団体。社会福祉法人の中でも特別な団体ですので、その中で民間の活動を地域での活動を取りまとめている。

社会福祉協議会の方の計画は、具体的に書いてあるんですね、地域の。ですので、市の方の方向性の部分と社会福祉協議会の方の具体性の部分。理念とかは統一して今までやってきたんですけど、それを取りまとめて今回は作った方が分かりやすいのかなと。これ先進の事例等もありましたので、そういう形でまとめさせていただきたいと。

ですので、今、様々な市の計画が、ある面バラバラに作っていると。本来、それは総合計画という大きい、市の一番大元の計画でまとめられてはいるんですけど、それでもやはり個別の部分なので、それを地域という視点、住民の方の視点でトータルに検証しながらですね、計画を作っていくと。合わせて、3期の計画の検証というものをやらないと4期の計画に入れませんので、今回の皆様方が入っている委員会の方で3期の計画の振り返りはしながら4期の方に。良かった点、悪かった点を含めて反映させていただくというようなことで考えております。

また、この後説明させていただこうと思った、基本。策定方針ですね。この辺でちょっと御説明をさせていただくと、もう少し分かりやすいのかなと。

坂本委員の方でおっしゃられた防災の観点というのは、個々の部分では確かにそういう部分はあるんですけども、今回の地域福祉計画の中では、その部分の細かいところだけを定めるというイメージではなくて、その一手上ですね。例えば防災という観点で言えば、では助けるべき対象をどこまで考えるのと言ったときに、障害者もいらっしゃれば高齢者もいらっしゃるし、また、難病を抱えている方がいらっしゃるし。じゃあ、それをどう把握しているの、地域でどう支えていくのというようなことを書いていく。それを書いたことによって、個別の計画に具体化していってもらえるような形を取りたいというふうに考えています。

ちょうど比較的今、地域福祉計画が先行するんですけど、これから高齢者の方の計画も、障害の方の計画、今子育ての関係は既にもう始まっているんですけども、同時進行で個別計画も作られておりますので、その辺の情報も集めながら、このトータルの地域福祉計画、また社会福祉協議会の方の地域福祉活動計画の方に反映できたらなというふうに今、考えておりますので。

よろしく申し上げます。

○山本委員長

ありがとうございます。

坂本委員、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○事務局・佐藤参事

先ほどの尾池委員の質問で。

○山本委員長

続けて、よろしいですか。

では、三つあったかと思うんですが、お願いいたします。

○事務局・佐藤参事

非常に「横断的な支援」というところで、結構言葉は簡単なんですけど、非常にハードルが高いものと思ってございます。

これは、尾池委員には前から指摘されております、縦割りの弊害も多々あったところでございます。そこをですね、今回は横断的に。先ほど須田委員も言いましたけども、一つの事案でやはり多くの部署が関わらないとできない支援というのはたくさんございます。また、似たような支援も当然各部署でやっているという場合もございますので、そういったところをなるべく連携して、縦割りの無いような形で支援をしていかなければいけないというのは、また逆に国の方から示されているものと思ってございますので、そちらは今後市の方でもきちんと話し合っていていきたいというふうに考えてございます。

2点目とすると、協働というようにお話だったと思いますが、今、市の方では市民協働指針というのが政策の部門で作られてございますが、かなり年数、10年ぐらい前に作っているもので、そこからまだ進んでいない状況でございます。確か自治基本条例をちょっと、市民の方が政策を考えていく自治基本条例を政策の方で検討は進めていりましたが、今、多分頓挫しているんだろうというふうに思っております。やはり、市民協働というのは、地域福祉の中でも一つの理念と言いますか、やはり大事なものと思っておりますし、いろいろな方が関わっていただいて市の行政、地域福祉も含めて市の行政に携わっていただくというのが基本になっています。

今回、市民協働の部分では、政策部門も庁内検討委員会にも入ってございますし、今ちょうど総合計画、政策が作る市の総合計画の方も動きが始まってございますので、そういったところからからの意見を言っていきたいというふうに考えてございます。

さらに、最後圏域のお話でございました。これもですね、一つの課題でございまして、福祉の中でも今、地域包括支援センター5圏域ということで、高齢者の関係は5圏域でございます。また、子供の方の圏域は一つと。1圏域という形で市の方は設定してございます。

そのほか、民生委員の地区ですとか、町内会のいろいろな地区だとか、福祉以外で行くと、当然小学校、中学校の通学区域だとか、いろいろな場所でのコミュニティがあるかと思っています。そういったところを一つに、市としてできれば本当は理想的なんですけど、そういったものをやっぱりそじょうに載せて、検討はしていくべきものと思っています。

環境だとか都市計画マスタープランで、まちづくりの方での圏域もございますし、一つの圏域、市の方の統一的な圏域というのが定まっていない状況でございますし、おっしゃるとおり、その中のコミュニティも当然、全然違ってくるものと思っていますので、そういったところも検討の課題というふうにしていきたいと考えております。

○山本委員長

ありがとうございます。

◎3 議題 (2) 第4期朝霞市地域福祉計画及び第4期朝霞市地域福祉活動計画策定方針(案)について

○山本委員長

それでは、ちょっとまだ別にあつたと思うんですが、先ほど、先に指針の方での説明があつてからのというふうにおっしゃっていたので、ここで先に議題(2)のですね、第4期朝霞市地域福祉計画及び第4期朝霞市地域福祉活動計画策定方針(案)についての御説明をお願いします。

○事務局・佐藤参事

それでは、資料5の第4期朝霞市地域福祉計画及び第4期朝霞市地域福祉活動計画策定方針(案)について、御説明申し上げます。

先ほど、ガイドラインの③にも策定方針の決定というところがございました。それに基づいて、今回策定方針(案)を作っております。

まず、「計画策定の趣旨」ですが、1点目は、市では地域福祉計画を、社会福祉協議会では地域福祉活動計画を策定しているということ。2点目で、市の第3期地域福祉計画の基本理念では、「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」としておりまして、こちらは社会福祉協議会の地域福祉活動計画においても、市と同じ基本理念として進めてまいりました。さらに、計画推進のための行動目標として社会福祉協議会では、「高めようご近所力、思いやりにあふれたまち」としてございます。3点目では、第4期のそれぞれの計画は一体となって策定し、本市の地域福祉を推進していくということを明記してございます。4点目では、まず計画の期間ですね。第4期の計画期間は、先ほどガイドラインでもおおむね5年というふうになってございましたので、第4期の計画期間も2021年度から2025年度、令和3年度から令和7年度までの5年計画とすることとした

いと考えてございます。

次に、「2 計画の位置付け」についてですが、地域福祉計画については先ほども申しあげましたように、社会福祉法の第107条に規定するものとして位置付けられているということでございます。

次に、2ページをお開きください。地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定めるために策定する計画でございまして、平成15年11月に全国社会福祉協議会が策定指針を示してございます。その内容と抜粋が四角の中の上段に書いてございます。平成29年12月に、全国社会福祉協議会から、今回の厚生労働省が示す策定ガイドラインの改定等を踏まえて、今回この抜粋を書いてございまして、地域福祉活動計画の方につきましても、市の計画と一緒に計画を策定していくものが、検討してくださいというような形で書いてございますが、そういった形で地域福祉活動計画の通知が発出されてございます。これが一つの地域福祉活動計画の策定の根拠にもなっているものでございます。

次に、「3 基本的な考え方」でございまして。二つ目の「・」になりますが、「計画策定にあたっては、広く市民の声を反映させるよう、市民参画の手法を取り入れます。」というふうになってございます。3点目、「地域福祉計画は福祉分野の上位計画に位置づけられることから、各福祉分野の計画をはじめ地域福祉に関する事項を横断的に検討して策定します。」ということを書いてございます。4点目、先ほど申しあげましたが、市の最上位計画というのは、朝霞市総合計画というものがございまして。そちらの最上位計画である総合計画との整合性、また、埼玉県地域福祉支援計画との連携も図っていくということで書いてございます。5点目、地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の発展・強化計画との整合を図るということでございます。6点目、市と社会福祉協議会は連携を深めて、一体的に策定していくことを記載してございます。7点目、地域福祉計画に盛り込むべき事項は、先ほどガイドラインの①から⑤でありましたが、そちらを定めるということに記載してございます。こちらが、基本的な考え方として位置付けてございます。

3ページを御覧ください。これは、策定体制をチャートにしたものでございまして、事務局として福祉相談課及び社会福祉協議会の地域福祉推進課が進行役、調整役として事務局として位置付けまして、中段の中ほどにございまして、市民参画をはじめとする各種調査を実施し、審議会として皆さんの方に本推進委員会による審議を経て、最終的には市の方、市長の方を経て決定していくというようなチャートを示してございます。

次に、「5 実態の把握」でございまして、このチャートにも「アンケート調査等」というふうに書いてございまして、より市民の声を反映させるよう、効率的かつ効果的な市民参画の手法を取り入れるということから、7つのアンケートや懇談会等の調査を実施する予定でございまして。上から

①としまして、一般アンケート。②若者アンケート。③専門職アンケート。④関係団体ヒアリング。⑤地域懇談会。⑥パブリックコメント。⑦でその他としまして、職員から意見を募集をしていきたいというふうに考えてございます。今回、大体毎回同じ手法を取ってございます。今回、前回の調査と違う点では、②若者アンケートについて、前は子供アンケートだったんですが、今回は若者アンケートとして記載してございます。年齢層は、あくまでも予定ではございますが、18歳以上29歳以下の大学生又は就労し始めた若者、また、御結婚されていれば小さいお子さんがいらっしゃる方もいらっしゃるかと思います。このような方たちが地域に関心があるか、また、地域福祉にどのようにして協力していただけるのかということも、声を聴いてみたいと考えてございまして、今回新たに若者アンケートとして取り入れたいと考えてございます。

⑤の地域懇談会につきましては、毎年、社会福祉協議会で開催している地域懇談会がございまして、そういったところを更に活用してですね、より多くの方に参加していただいて地域の意見を、地域懇談会でございますので、今まで5か所に分けて地域懇談会を実施してございますが、やはり5か所になってきますとそれぞれの地域性もございまして、そういったところの意見もくみ入れて取り入れていきたいというふうに考えてございます。

こういった実態の把握に努めて、計画に少しでも反映できるようなものを、また、課題等をですね、洗い出したいというふうに考えてございます。

最後、4ページでございますが、こちらには、策定のスケジュールの予定を書かせていただいております。この7月に第1回地域福祉計画の推進委員会を今日立ち上げさせていただきました。今日、策定方針案の御教授をいただき、この策定方針を進めたいというふうに考えてございます。2021年3月に計画書の配布ができるよう各種調査をして、また、この委員会の御意見を頂きながら、最終的に策定に向けていきたいというふうに考えてございます。

あくまでも予定ではございますが、このスケジュールに沿った形で、皆さんの御協力をいただきながら策定をしたいと考えてございます。

説明は、以上となります。委員長、お願いします。

○山本委員長

ありがとうございました。

自治会同士の地域福祉計画及び朝霞市地域福祉計画策定方針を案で示していただきましたが、何かこれについて、御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○本橋委員

今の資料、私にはないんですか。

○山本委員長

そうですか。大変失礼いたしました。

新坂委員いかがでしょう。

○新坂委員

そうですね、それぞれ児童の方とか障害の方とかもいますので、いろいろの原因の中で感じることもとかも、今回の指針の中に盛り込んでいけば良いのかなと思いますし、それが各高齢者、障害の計画の方に反映されるような課題というか計画というものを投げ掛けていけるような地域福祉と、そういうものがやはりつなげていけるような形が良いのかなと思いますので、それぞれ思うところはいろいろあるなとは思いますが、それを一つ一つというのはなかなか難しいので総合的に、方向性を示せば良いかなと思いますので、また案を出していければなと思います。

○山本委員長

またお願いいたします。

横田委員、いかがですか。

○横田委員

まず、2点あるんですけども、資料5の2ページ目2つめのところがあると思います。一般の方の皆さんどんなことを普段考えてらっしゃるのか、関心がどれぐらいあるのかということ、是非この委員会でもしっかり共有して、一般の方たちがどんなふうに考えているのかということをお聞きしたいです。

あとは、若者アンケートは、前は子供が対象でしたけれども、今回、宮戸地域も若い方がたくさん増えたんですね。ですから、どんなふうに期待してこの朝霞に来られたのか、実際どうだったのかなということ、このアンケートの中に書いて網羅されていけばお話を聴きたいなというふうに思っています。

あと、これはガイドラインの方の大きな②のオに避難行動要支援者の把握及びというところの文言が一部ありまして、私も前から考えるところなんですけれども、今回、宮戸町内会でこの部分、文言が出てきました。町内会だよりというところの最初の方なんですけれども、現在、宮戸町内会では申請している人は167人いらしてですね、それを、我々の方で話し合ったんですけども、実際にこの宮戸町内会に自分で申請した人が167人いる。でも実際は、もっと多くて倍、3倍ぐらいいるんじゃないかなという話をみんなで共有したんですけども。町内会だよりで、こういう言葉が出てくるのが嬉しかったんですね。だから、是非これを続けて我々サロンの中でも、町内会の集まりの中でも、ちょっとずつ住民に浸透していくように、これって何のことなんだろうということを学べたらいいなと思っています。

これ、ちょっと町内会だよりの中に出てきたことが嬉しかったなということで、案外こうやって地味な活動ですけども、この言葉が浸透するといいなということ、これは、皆さん是非知っておいて、周りにどんな方がいるかということを知っててくださいねという最後締めくくってあったんですね。これを、事あるごとにみんなで考えていけたらいいなというのがあったので、ちょっとずつこれが広まっていけばいいということを感じました。

それから、あとは、私が一番関心があることは、地域福祉に関する④のことなんですけれども、やっぱり住民参加というところで、小さな小さな集まりがいっぱいできて、一人一人自分ができることを周りの人にちょっとずつ支援していきましょうということが、住民がみんなのできる範囲でやっていけたらいいなということで、特に宮戸地域、内間木地域は内間木苑の方にも頑張っていたいて、ときわの場所も借りたりしながら少しずつ会議も始まっていますので、これからどんなふうになっていくのかなというのは、その辺のところがとても地味な活動ではあるんですけども、積み重ねが大事かなというのは、改めて今日感じました。

○山本委員長

ありがとうございます。

その辺のこともまた4期の方に盛り込んでいければなと思いますし、次回のときにはアンケートの内容についても検討しますので、そこで御意見をいただければと思います。

池田委員どうでしょうか。

○池田委員

私、3期の方から参加させていただいたんですけども、1期、2期というのはちょっと頂いてなかったのを読んではないんですけども、これだけのことを支援していくというのは、並大抵なことではないなということ、あとこれをどうやって入れていくのが非常に大変だなと。でも、全く進んでないというわけではないんだなというのは、障害のことに関しても、去年でしたかね、障害のアンケートを受けました。うちは主人が障害も持っているので、この中でアンケートをやったときに、そこで初めて障害の役割、どんな形で来たのかなということで、あなたは今、それこそ手助けが必要ですか。手助けは必要ありませんかというような文面だったと思います。その中で把握されていていっているんだなと。去年でしたよね。去年のときには、まだ必要性は全く無いな、じゃあ出さなくても平気だね。市の方ではこういう形で関わっているということ把握できたから良かったねということで。これは、3年後、5年後になると、また、体調は変わるじゃないですか、障害を持っている方というのは。ですから、それはやっぱり継続していってお伺いを立てる。まだ、私と主人は一緒に生活をしているからまだ安心だねという。でも、私だって倒れちゃうかもしれない。そんなことを考えたときに、じゃあどうしようかということで、その辺りはまた考えていかな

ければいけないのは、もちろん私たちにも問題はあつし、それに対して市の方の把握、今こういう状態であるですよという把握されているのは民生委員なのかなと思つうんですね。その分、民生委員との関わりと、あと地域の皆さんの年齢の高齢化と言つうんでしょつかね。高齢化にやはりここ数年非常に若者たちが一部では減つていつているから、この人たちを一体どうしようかというふうに見ると言つたらおこがましいんですけども、援助をできるのかということをお考えさせられたというのが、ここ何年かの状態です。お一人で住んでいる方もいらつしやれば、高齢のご夫婦が二人で住んでいるという場合もありましたし、それと、あとは民生委員の役割というのが、ちよつとまだ本当に数がすごく、うちも主人が民生委員をやつていたのですが、数が非常に多いんですよ。300人から400人ぐらゐを一人で見ないといけなかつという、人数的な負担というのを多分民生委員もあると思つうんですね。そこの改善なんかもしていかねばいけなかつのかなというのもありましたし。

私も事業所をやつている関係上、役所の方から、もし災害に遭つたときには、先生のところではどこを起点として避難場所になりますかという。これもお話がありました。それは、確認ということで、うちは高齢者もやつていますので、高齢者の場合は、本当に新河岸川がすぐ側ですから、これが氾濫したときには、もう本当に沈んでしまつうだろうなという恐れがある。そんな中では、やはり危険区域の中に入つちやつているんですね。ですから、そのときには先生どうされますかと長寿はつらつ課の方からのお話もございまして、そのときには、私どもの施設がもう一つ上の方に保育園がございまつるので、保育園の方に避難したいと思ついますと、そういう、ちよこちよこではございまつですけども、そういうことを以前は聴きに來たことはなかつたので。ですから、それだけ目を向けようという姿勢というの、少しづつでも持つてきていつているのではないかなと。私なりにはそのうふうにおつていて、更に、こういう地域福祉計画という、社会福祉協議会でも全体的に見ていつるわけですから、それは私は良い案と思ついます。幾つもおういう計画案が出ていつても、やつぱり横のつながりとか、縦のつながり、それを見れば何でもそうだと思つうんですけども、見れば分かる。こういう役割があるんだということが理解できるんじゃないかなというふうにおつておりましたので、そこは大変素晴らしいことだなというふうにおつておりました。

以上です。

○山本委員長

ありがとうございます。

公募委員の渡邊委員、いかがでしようか。

○渡邊委員

私、自分自身が町内で活躍する場が余りないというか、してないというか、ただ、先ほども言いつ

ましたがサークル活動なんです、その中で障害者の方、それから児童福祉、今若干絡みがあるんだらうかと思うんですが、昨日もちょっと公民館の上の方で話があったんですけども、夏休み等が近付いてきて、子供たちが夏休みに入ったときに、地域で子供たちをどういうふうにするというか。

それから、障害の方では、今私の方では、サークルはほとんど大体健常者の方がやっているんですが、一人、二人障害を持っている方がいるんですね。以前は、家庭内でも引きこもりになって、親とも喧嘩したり、親とも話もしないし。ですから、年齢は40、50になっていますが、収入もないんですよ。そういう感じで、たまたま私と縁があって今サークルをやっている、だんだん慣れてきて、それで、仕事にも行けるようになりました。正社員ではないですが、若干それで収入を得ることができて、親御さんの方にも感謝されております。収入もありますから、我々といろいろサークルをやることについて、若干の諸費用は自分でも出せるということになって。

最初うちのメンバーもみんな嫌がったんですね。体の具合の悪い人が来ると道具やら何やら、その人の分まで自分たちがやらなきゃならないだろうということで、それをいろいろ話して協力してもらって、今は、右手はほとんど使えませんので左手で物を持つ。そういう努力、協力をするようになって、彼ができることならば、自分で率先して椅子を出すということもできるようになってきました。人柄も明るくなってきたんですね。

そういうようなことを身近に見ていて、前はすごく彼に対して快く思わなかったメンバーも、最近は彼をすごく仲間に入れようと。場合によっては、自分のチームに彼を入れようというところまでできたことに、私どもは良かったなという感じがありますし、今後、またそういうような方がいらっしやれば迎えてあげたいなど。

ただ、これは困ったことに、うちが使う道具がちょっと重いんですね。よそへ持っていくというわけにはいかない。ということは、逆に言うと来てもらわなければ、それを考慮できないということに今問題を抱えております。それは、どこかそういう障害者がいらっしやるような施設等に道具を置くことができるならば、我々が出向いて行ってフォローしてあげることができるかなというのが、今考えているところです。そういうようなことで、先ほど申し上げた障害者の件と、児童福祉、その辺のところを今考えています。

○山本委員長

ありがとうございます。

交流していくということの非常に良い事例ですよ。

丸山委員、いかがでしょうか。

○丸山委員

最初、冒頭の方でコーヒータムの坂本委員が「絵に描いた餅」になってはいけないというのは正にそうで、この会議も、前期、3期とか2期とか1期とかを作るときに、多分何度か集まり、そして相当なアンケートを取るためのお金をかけ、それで、冊子に製本し、それで方向性を決めなければ、それは絵に描いた餅になるのは、それは作るだけ無駄になってしまうとうことなんですね。そういう計画作成する費用があるなら、実際に町会に配るとか施設作りに回すとか。要は計画って何のために作るかと言ったら、実行するために作るものだと。本当の実行するための計画って、正にそのガイドラインにもありますけれども、施策の内容や量や体制をきちんと明記します。施策というのは、行政が行う仕組みづくりというか、例えば条例とかルールとか、それから、予算を付けるとかということだと思えるんですけども、その方向性のときに、今度1個上がって、作ってもいいですよから、なるべく作りなさいというふうになったので、その他の計画、細かい分野ごとのものを縛るものではあるけれども、やっぱり、じゃあ、どういう方向でかつどのようになどどれぐらいのレベルになってほしいとか、どれぐらいを、例えばできている街になってほしいという目標がないと、さっきみつばすみれ学園の坂本委員が言っていたように検証ができないんですよ。ある程度方向性を決めて次の計画でどういうふうなことを、5年後はどういうふうなことを、各分野がなっていってほしいというのがちゃんと書かれていてほしいなというのが一つと、やっぱり何度も修正するということは、さっき現在進行形で来年度までいくと、現状でどうなっているのというのは、ここできちんと検証する必要があると思っています。去年までは、旧委員で防災という一つの切り口でやってきて、推進ということでしたけれども、それプラス計画を作るということは、今までの計画を出したときにこの部分はどうなるのと。じゃあこれは、もう少し進めましょうとか、もうちょっと方向性を変えましょうと。条例を作ってもらいましょうよと。予算を付けてもらいましょうという、ここは意見を言う場なので、計画を作って実行するのは行政なので、それを検証するというのは、片一方で必要かなというふうには思っています。

ただ、行政の計画、地域福祉計画は、行政の施策の内容と量と予算になるので、実際住民がどうやって動くの、民間の事業所や住民が動くという自主的な活動は今度、社会福祉協議会の地域福祉活動計画になってくると思うので、今回一体になるということは、行政の仕組みをどう作るという計画と、じゃあ、住民ができるところはどうやって働き掛けたり動いていったり、そのための呼び掛けとか連携とかどうするのっていう部分が一緒になるというメリットなんだろうと思っています。

あと、尾池委員の横断的という部分は、正に高齢・障害・児童という法律上、この難しい計画を作らなきゃいけない。これは、義務なんですよ。策定義務になっている。逆に、こういうことを書かなきゃいけないと決まっている反面、書けないのもたくさんあるんですよ。例えば消費者被害

とか、今も何かよく分からない訪問販売とかはがきが今来て振り込め詐欺というのもあったりとか。そうすると、これって高齢の部分では、地域包括が例えばこんな電話があったみたいですが、注意してください、民生委員と連携したりしても、片一方では、障害を持っている人だったり外国人だったり、いろんなところが関わってくる。そうすると高齢は地域包括とかになるんですけども、障害の分野だったり、子供が障害を持っていて親が高齢者だったりという家族の支援の部分は、どこが相談に乗るのか。それから、消費者の問題だけではなくて、権利擁護であったりとか、レクリエーションであったり、分野を超えての部分はどこでやるのか。防災において計画の中では、今度、高齢者、障害者の部分はどこで書くの。全部を書くというのでは、たくさん書かなければいけない、大変だと言っても大丈夫です。皆さんが書くんじゃないで、我々は書いたものを見ながらアンケートと僕たちが意見を言いながら、この部分が抜けているよとか、この部分をもう少し強化しましょうというのが、この計画の中ではむしろ、ほかの個別だけ書く、自由に書いたり消したりできる部分で、できれば行政が作るものと社会福祉協議会が作るもの、一体となっているという部分では、私たち住民は何をしましょうとともに、なるべく行政には予算を付けてくださいという。逆に計画の中で数値目標だけでは、市長も議会も、ここで数値目標があるんだから予算を付けましょうというふうな議論に今度なっていく。もちろん理念的なものも大事だけれど、そういうふうなものを入れましょうということもここでは言える。ただ、そういう意味では、幅広いからこそ、専門的な言葉はともかく、僕たちの身近に使っている言葉でこういうことを入れていこうねとか、こういうふうな分野を超えて一緒にできないかというアイデアを出していく。いわゆる余りいい言葉じゃないけれども「学識」と言われている人たちとか、地域包括とか施設で現場でやってらっしゃる方々とか、外部の専門のコンサルティングの方たちのお知恵を借りながら文字にしていく機会だと思っていますので、確かに幅が広いんですけども、それぞれの興味関心の活動のなかでの疑問点とかを、この場で、次回以降、スケジュールでいうと来年度は相当すごい数になりますけれども、毎回見ながら、是非計画になればなど。

今もたくさんいろんな意見が出てきて面白かったんですけども、同時に役所に対する苦言と言ったらなんですけども、資料4と5も、確かに方針としては行政の文書としたらこのとおりなんですけれども、これじゃあ住民の方たちに話しても分からないというふうに思ったので、どこがポイントというのを別紙一覧でまとめていただき、専門外の方々や公募の方々も分かりやすいのかなと思ってしまいます。

○山本委員長

ありがとうございました。

丸山委員の意見をまとめていただいたんですけど、すみません、時間が過ぎておりまして、ごめ

んなさい。

いろんな意見を言いながら、今おっしゃったように朝霞でどのようなことをやっていかなきゃいけないのかということを中心に、ほかの事業計画、個別の計画では言えなかった苦情をどこにまとめてヒアリングのような形で意見を言って、計画に反映させていけるような、そういう地域福祉計画を策定したいな思っております。

丸山委員の方から、この策定のポイントは何かというのを1枚で示してほしいと言われたんですけども、これはお願いしますか。それとも、どうでしょうか。できそうですか。難しい。

○丸山委員

しゃべった内容のポイントを別紙に1枚あると分かりやすい。

○山本委員長

国なんかが出すものがありますよね。そういったのが少しあると、あそこまで正確でなくても、さっきおっしゃった仮想計画と地域福祉計画、どういう位置付けにあるのかとか、そういうものも少しあったら。

どうぞ。

○事務局・三田部長

まとめなかった部分は反省し、今、委員長がおっしゃったような形でのものは、次回には示させていただきたいなど。あとは、1点お願いとしては、資料5の方は今回、今までと違ってですね、策定方針というものを明確にして、それを位置付けた上でやっていきたいということで、今回策定方針（案）ということで示させていただいたので、ちょっと長くて申し訳ないんですけども、基本的にこれは何とか了承をしていただいた上で今日の議論等を踏まえて分かりやすいものはまた別途、やはり策定方針を決めた上で展開をしていきたいと。スケジュール感であるとか、5年間であるとかということとはございますので、その点だけは、もし御了解いただければ策定方針ということで了承いただけることは御検討いただきたいのですが。

○山本委員長

そうですね、分かりました。

恐れ入ります。ごめんなさい。この策定方針（案）ですので、アンケート、先ほど横田委員の方からも是非聴いてほしいというのがありましたけれども、皆さんも、こちらの方針（案）の方、取りましてよろしいでしょうか。

○渡邊委員

先ほど、お話があったんですけども、住んでいる方がどういう意識でいるかということがもうちょっと。今の町内会というくくりが、本当にそれでいいのかどうかという部分というのは、いろ

んな地域であると思うんですけれども、地縁と血縁の絡みの町内会になっているので、地縁だけだったらエリアが決まっています何丁目というエリアなんですけれども、血縁が絡むと飛び地があったり、行政サービスとかそういう点でサービスする上で、多分、縦割りだとすると、エリアが決まっていますそこに行きますなら行けるけれど、町内会というレベルになってくると、民生委員にしても三つの町内会に関係しているという話になっちゃうわけですよ。だから、それがうまくいろんなところへリンクする方法というのは、何かできないのかなという検討がもうちょっとあってもいいのかなと。そういうところがアンケートの中でどういうふうなつながりを持っているのかなという意識を。情報データって地域から出すんですけれども、トップダウンと地域から出すのが両方あると思うんですけれども、そういうところのエリアが規則的になっていないために、すごく損は出ているんじゃないかなということが、すごく感じるんですよ。

うちの町内会で言いますと、東上線の黒目川を挟んで両脇が町内会なんですよ。そうすると、それが圏域かどうかという、ちょっとなかなかやる上では難しいんですよ。そういうところが今のところあるんですけれども、サポートする場合そういう課題が一つ出てきているので、そういった点がちょっと書くといいなと思います。

○事務局・三田部長

今の御意見、それはアンケートの方の工夫の話かと思います。その点は、事務局の方でもコンサルタントの方にも御相談しながら検討させていただいて、あと、先ほど申し上げたように、今各種計画、個別計画で様々な形でアンケートを取っているんですよ。今、回答が出てきているケースも、子育てとかは回答が出てきていましたので、そういう中からのそういうお話につながるようなものがあるかどうか。あと、町内会を担当している方でもアンケートとかを取っているのであれば、そういうのもちょっと資料として探してみて、様々な御検討をいただく素材にしたいと思いますので。

○山本委員長

同じようなことを聴かなくても、既にあったものは利用するということですよ。

○湯越委員

すみません、ちょっと言いにくいんですけれども、朝霞市内の町内会という位置付けでちょっと。私は町内会に入っているのですが、ママ友と呼ばれる人たちが町内会に入っていない方がとても多いんですよ。市に興味があるかないかとか、興味があるかないかの根柢のそこら辺にあるのではないかなと思って。実は、そういう私たちも町内会どうするって話になるときがあるんですよ。というのは、私、町内会に入った経緯が、結婚して主人の買った分譲マンションに住みました。そこは、子供会と町内会にもう入っていますと言われて、町内会費は払っておりますという形で入り

ました。で、そこから一戸建てに移りました。そこも、買いましたので、そうしますと、8世帯と一緒に建てた家なんですね。そこは最初、町内会とかそういう話は一切なかったんですが、一人の方が、実は声を掛けられました。皆さんはどうでしょうかと言われた瞬間に、みんなは、申し訳ないんですけども、分からないのでどうしようとなって、分からないなら入っておきますかみたいなことになっちゃったというのが本音のところ。町内会が何たるかも私は分からないまま23年余りの状態です。だから、実は町内会を抜きたいという方がいても、抜けたら避難所に入れないかもしれないとか、そういう一般市民の人は、わからないことが多いと思います。

○山本委員長

ちょっとね、11時半までなんですね。1分だけ。

○渡邊委員

基本的には、相互扶助。この地域福祉計画は同じ話だと思うんですね。ただそれだけです。だから、サポートし合いの仕掛けをどうやって考えるかということで、行政は全部やってくれませんかということを前提にしないと、若い人は全部連絡取れているんだけど、有事のときにはそれは全然やれませんので。ネットワークがないと。

○山本委員長

ありがとうございました。申し訳ありません、あとよろしく願いいたします。

◎3 議題 (3) その他

○山本委員長

それでは、まだ議題の(3)がありましてですね、その他ということで、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局・下川主事

よろしいでしょうか。

先ほど少しお話にありました防災に関する成果物についてですが、平成28年度からの本委員会におきまして、避難行動要支援者をどのようにサポートしていくかという、防災を切り口にした地域福祉の在り方について議論を重ねていただきました。その中で、何か朝霞市民のための冊子を成果物として作成しましょう。東洋大学の学生に御協力いただきましょうというお話になっているところですが、現時点での進捗状況につきまして、委員長から御報告いただけますでしょうか。

○山本委員長

ありがとうございます。

これまで、第3期の地域福祉計画の中でですね、防災ということを切り口に、ということをおっしゃって、皆様の方から市民の方に配るといった話がありましたけれども、ほかのところはどうなっているんだということをお知らせするようなリーフレットを作ったらどうかとうことで御提案いただきまして、今、私どもの方でそのリーフレットを作るべく調査項目を検討しているところです。今のところなんですけれども、朝霞市内、それから和光市、横浜、世田谷等ですね、ヒアリングに行きまして、そこがどう防災を切り口にしたコミュニティづくりを行っているかとのヒアリングしてまとめる予定です。先ほど、浅川委員の方からも第十小学校の防災訓練とか、泊まり込みの訓練について取材をしてもいいと許可をいただきましたので、行ってきたいと思います。

また、皆様の方からお願いしたいのは、朝霞市の中で、うちはこんなことをやっているよとか、こういうことが面白いんじゃないかという事例を御紹介いただきたいなというふうに思っております。是非お願いをいたします。できれば和光とか横浜だけじゃなくて、朝霞の中でももっとたくさんあればなというふうに思っているところですので、後で結構ですので御意見を頂ければと思います。

ほかに事務局の方からございますでしょうか。

○事務局・佐藤係長

よろしいでしょうか。

本日は、ありがとうございます。次回の推進委員会についてでございますが、8月2日金曜日、午後1時15分から。もう一度申し上げます。8月2日金曜日、午後1時15分から。場所は、朝霞市総合福祉センターはあとぴあを予定しております。ここではなく、総合福祉センターですね。を、予定しております。また、改めて開催通知の方は出させていただきますが、御出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○山本委員長

ありがとうございました。

すみません、大変申し訳ございません。25分オーバーしてしまいました。申し訳ございませんでした。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。本当に皆様、御意見ありがとうございました。お疲れさまでした。